

参議院社会労働委員会会議録第十二号

昭和五十年四月二十二日(火曜日)
午前十時八分開会

委員の異動

四月二十一日

辞任

補欠選任

山田 徹一君

柏原 ヤス君

野坂 参三君

星野 力君

四月二十二日

辞任

補欠選任

森下 泰君

小笠 公昭君

柄谷 道一君

中沢伊登子君

出席者は左のとおり。

委員長

村田 秀三君

理事

丸茂 重貞君

委員

山崎 昇君

委員

石本 茂君

委員

上原 正吉君

委員

小川 半次君

委員

神田 博君

委員

斎藤 十朗君

委員

高田 浩通君

委員

徳永 正利君

委員

森下 泰君

委員

片山 基市君

委員

目黒今朝次郎君

委員

柏原 ヤス君

委員

杏脱タケ子君

委員

星野 力君

衆議院議員

社会労働委員長
代理理事

枝村 要作君

国務大臣

厚生 大臣

田中 正巳君

政府委員

厚生 大臣官房長

石野 清治君

厚生省環境衛生

福田 勉君

局水道環境部長

翁 久次郎君

厚生省社会局長

上村 一君

厚生省児童家庭

局長

常任委員会専門

中原 武夫君

事務局側

吉村 友佑君

説明員

行政管理局行政

監察局監察官

中沢伊登子君

本日の会議に付した案件

○下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案(衆議院提出)

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(村田秀三君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十一日、山田徹一君及び野坂参三君が委員を辞任され、その補欠として柏原ヤス君及び星野力君がそれぞれ選任されました。

また本日、柄谷道一君が委員を辞任され、その補欠として中沢伊登子君が選任されました。

○委員長(村田秀三君) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は御発言をお願いします。別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(村田秀三君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村田秀三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(村田秀三君) 次に、特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は、順次御発言をお願いします。

○柏原ヤス君 児童手当についてお尋ねいたします。最初、厚生大臣に児童手当に対する考え方を確認しておきたいと思っております。と申しますのは、私はこの児童手当について、昨年も一昨年も、内容を充実するようにということを主張してまいりました。それに対する政府の答弁は前向きでございました。そして努力をしていきたいという姿勢で

ございました。ところが今回の衆議院における審議状況、また、この前のこの委員会の委員に対する答弁などを聞いておりますと、児童手当に対する考え方が非常に消極的であり、いままでの政府の取り組み方より後退している、こういうふううに感ずるわけでございますが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(田中正巳君) 児童手当の扱いでございますが、社会保障関係諸施策の中にもいろいろなものがございますが、今日までいろいろこの施策の充実に向けてきたところでございますが、今年度は御案内のとおり、予算一般が抑制ぎみの予算の編成傾向でございましたので、しかしこの中にあるという考えからいろいろと努力をし、他施策との間には相当の開きを持って予算の計上をすることができたわけでございますが、そうした厳しい条件下にあるものでございますので、児童手当制度につきましては、従来の路線の上に賃金価値の維持という程度にしかとどまらなかつたわけでありまして、今後につきましては、児童手当制度のわが国におけるあり方等もいろいろと勘案をいたしまして考えていかなければならないと思っておりますが、折しも御案内のとおり、今後の日本経済は安定成長ないしは低成長ということが見込まれておるわけでございまして、したがって、この間にあって、社会保障政策の前進について、政策の厳しい選択ということが叫ばれている今日でございますので、こういう中において、児童手当制度を今後どのように持っていくかということについていろいろと綿密な検討を続けなければならぬというふうに思っているのが私の心境でございます。

○柏原ヤス君 前進しているのか、後退しているのか、何か大臣のおっしゃっていることが、前回

は賃金体系から云々とか、また社会保障の優先度からというような点を理由にしている御答弁がありましたので、そういう点について、いろいろ総合してみると後退しているのではないかと、こういうふうにご感想を述べますが、そういう点はいかがでしょう。

○国務大臣(田中正巳君) いま先生のお述べになったようなこともわれわれが今後この制度というものを日本においてどのようにしていくかという点についての判断の一つの点であることは間違いないと思います。しかしそういうたようなことも踏まえつつ、一体わが国の児童手当制度をどのようにしていくか、あるいは他の諸施策との間における国民のニーズ、あるいは政策要請等々と絡み合っています、その位置づけ、あるいは今後の持つべき方等についていろいろ検討をいたしたいという点でありまして、そればかりではございません。しかしそういうたようなことも検討の一つの基準になるということだろうと思えます。

○柏原ヤス君 前の、昨年、一昨年の政府の御答弁から比べて消極的だと、こういうふうにご感じておられます、後退じゃないかと、こういう点をお聞きしたわけですが、決して消極的じゃないと、また後退してはいないと、こういうふうにご大臣ははっきりおっしゃいますのでしようか。

○国務大臣(田中正巳君) 積極的、消極的ということですが、これは現実にはやはり施策が伸びる、伸びないということ、ただ気持ちの上だけじゃこの種のものはどうにもならぬわけでございます。現実には今後施策がどういうふうに行っているかということと絡み合っている判断をさせていただかなければならぬ。そうすると気持ちの上だけの問題ではないに、現実には今後この種の政策がどうなるかということを見通してお話しなければ、また食言に相なるわけでございます。そうすれば御案内のとおり、従来、おとしあるいは去年等々におけるわが国の経済情勢、まあ、いろいろ御批判がありましたが、高度経済成長、そうして財源も多

く見込めるというふうな時代において判断をした当時のことと、厳しい経済情勢下にある今日とは、やはりその間にあって現実の先を見通した答弁というものは、やはりある程度慎重にならざるを得ないということではなからうかと思うのであります。

○柏原ヤス君 現状維持であるということとは少しも前進していないと、それじゃ全部ほかの社会保障制度が現状維持かというところ、老人対策とか身障児・者の対策というものは、そういう安定政策、そういう厳しい中でも非常に前進しているわけですね。その社会保障制度の中で、ほかの方は厳しいうちでも前進しております。ところが児童手当は実質的には前進していません。だから私は、ほかが前進している、だから後退じゃないかと、しかもこの児童手当というのは社会保障全体から見ても、いままでも一番おくらせていたわけですね。一番おくらせていたものをまたおくらせると、それじゃ後退じゃないかと、それじゃ非常に私は消極的だ、というふうに言わざるを得ないわけですね。それは大臣が、厳しい安定成長の中で、低成長の中で社会保障というものをやっていくということとは非常に大変だと、大変だと言ったって社会保障の中では前進しているものもあるわけですね。どうして児童手当だけ現状維持なのか。くどいように申し上げます、その児童手当が最もおくらせて満足したんですから、飛躍的にこれを前進させて、まあまあというところになるわけですね。児童手当に対しては何にもやっていないわけですね。いかがでしょう。

○政府委員(上村一君) 先ほど来お話が出ておりますように、ほかの、より緊要性があるものに、厳しい財源の制約のもとで、考えざるを得ないというところになった関係もございまして、児童手当の方は何と申しますか、実質的な価値を維持するという程度にとどまったわけでございます。ほかの制度も伸びておるから児童手当も同じ歩調で伸びるかどうかというのは一つの政策的な判断になるかと思えますけれども、より緊要性のある分

野というのが老人の問題、あるいは心身障害児の問題等にあつたということもございまして、そちらに重点を振り向けた結果、相対的に何と申しますか、進み方がいまいちというふうな結果になったものだということに御理解いただきたいと思えます。

○柏原ヤス君 そこが私は問題だと思ふのです。老人の問題あるいは身障者の問題、これは社会保障の中でも所得政策ですね、しかも所得の、最低生活の保障にとどまっている現状でしょう。私は、それと児童手当というものを同じレベルで、同じものだと考えていくことは大変な間違いだと思ふんですね。この児童手当は、老人や身障者に対する所得政策とはまた違った角度があるわけですね。角度というか、目的にはつきりうたわれているわけですね。所得政策じゃないんですね、児童手当というものは、国連の児童権利宣言とか、日本でも児童憲章、こうしたようなものが堂々と掲げられている。だから、社会保障プラスアルファで、むしろ先進国だと、それこそ福祉というものを政府がこれほどうたいあげているならば、児童手当こそ私はこのアルファのところをもっと強調していくべきだと思ふんです。そこへ力を入れていくべきだと思ふんです。そういう点いかなんでしようか。やっぱり児童手当というものは所得政策程度の考え方で行っているのか、むしろ私は健全育成というところに重きを置いて考えていくのが正しいと思っております。

○国務大臣(田中正巳君) 児童手当は健全育成の目的を持てていることはこれは申すまでもないこととでございます。したがって、この政策が私には必要がないなどということは考えておられないわけでございます。できればもっと進めていくことも必要であらうというふうには思いますが、しかし、他諸施策との間におけるニーズの点につきましていろいろ判断をいたす場合、若干の先生の取り上げ方と私どもの取り上げ方との間には意見の食い違いがあるように私は思います。これは、この点は私は否定をいたしません。しかし、これが

要らない制度であつたり、むだな制度だとは思つておりません。しかし、限られた財源の中でもつてどういふものをそれじゃ先にやらねばならぬかということになる、いま先生のお述べになったような政策というものが急ぐのではなからうかという判断のもとに、私どもとしてはその方面について財源を割いたというのが現実の姿であり、今後またそういうたような厳しい条件下にあって、どういふふうに行っていくかという点についてはいろいろと厳しい検討をしながら進めたい、こういうことを申し上げておきます。

○柏原ヤス君 ニーズの問題というところをおっしゃいましたけれど、それはどういふふうなお考えなんでしょうか。

○国務大臣(田中正巳君) ニーズと申しますれば、国民のこの時代の社会保障に対する緊要度と申しますか、求める切実な声というものを、あるいはそれがどの程度一体国民にとって急がなければならないか、あるいはいざりぎりであるかというふうなことをいろいろ考えてみるときに、私どもとしては、まあ、いまおっしゃるような、設備されたようなものについて、私は率直に言うてその方はやっぱり少しも先にやらねばならぬものだろうというふうな判断をいたしておるというのが私どもの考え方でありまして。

○柏原ヤス君 何と比べておっしゃっているんでしょう。

○国務大臣(田中正巳君) まあ、児童手当以外の諸施策、なかんずく生保、身障、母子あるいは老人といったようなものについていろいろと切実なお声があり、いま御審議願っている、たとえば介護に欠けるような寝たきりの方々などというものと比較したしまして、やはりそういうたような方々はいま待つておられぬじゃないかという気持ちがあるのですから、これについていろいろ御批判がございしますが、そうした方面についてはこれは急がねばならぬかなと、こう思っています、まあ児童手当についても、これは結構でございますが、ちょっとがまんしていただけないだら

うかと、まあ平たく言うところという気持ちで私もはこういふうな施策にとどまったというのが私どもの心の中にある偽らざる心境だというふう

に申し上げたいと思います。

○柏原ヤス君 それでは最初の問題に戻りますけれども、児童手当に対する政府の考え方は後退しているところではないかということですね。

○国務大臣(田中正巳君) 後退している、前進しているということですが、気持ちの上では私どもは後退をしようとは思っておりません。

ただ、現実の面において、施策が積み上げられ、あるいは条件が緩和され、金額がふえるということになるかと現実において前進したと、こう見るか、そういう尺度で見ればあるいはそういうおしかりは出るだろうと思いますが、心理的に、心の中では私どもは決して従来の路線をダウ

ンさせているという考え方はとらないというふうに申し上げて結構だろうと思います。

○柏原ヤス君 先日他の委員の方の御質問にお答えになった大臣の御答弁を、私は大変不満に思っているわけなんです。賃金体系から云々というふうにおっしゃっていますが、私は、そうした日本の特殊な条件、賃金体系の上でですね、年功

序列の賃金体系とか家族手当支給があるとか、だから、そういう点から見れば外国の制度をそのまま日本に受け入れてそれをやっていくということについては、もう最初から疑問を持っていたというふうな大臣の御答弁があったわけです。私は

本当におかしいことを言う大臣だと思ったわけなんです。非常にそういう社会保障の問題御熱心でもあり、特に児童手当についてはまあベテ

ラン——実現に対する役割りというものは非常に花形になってやったと大臣おっしゃっている、そ

ういう積極的な大臣が、何だか十年前に検討された、そしてもうそれに対しては、むしろ児童手当はこうしたわが国の賃金体系、そういうものの上

からはむしろ必要だと、こういうことで出されたにもかかわらず、いまさら何をそんなことを言

出したのかなあと、まあ非常に大臣がおっしゃっ

ただに——積極的だと期待される大臣がおっしゃっただけに、非常に私も頭に來たて言え

ば頭に來て、そんな言い方はもう取り消していただ

きたいというぐらいに思っているわけなんです。

○国務大臣(田中正巳君) 別に取り消すというこ

とではないと思いますが、そういう客観情勢が日本にあれば私はやはりこの種の政策というものは厳しい財源下にあつてもさらにひとつ無理を

なさなければならないかと。まあ厳しい条件下にあるものですし、そういう日本における独特な事情もあるものですから、これはひとつがま

ん——こういうときには多少がまんしてもらわにやならぬかなあという判断のバックグラウンドに

そういうものがあつたんだというふうに御理解願いたいと思います。

○柏原ヤス君 ですから、その賃金体系云々で何

だか必要性がないと——必要性がないとはおっしゃらないけど、必要の順位というものはずつと

後だと、まあ児童手当が必要ないというふうな感じに受け取られるような御発言だったわけですね。

そうじゃないかということをおこで確認して、大臣からそうおっしゃっていただければすっきりするわけなんです。

○国務大臣(田中正巳君) 必要がないと思ひます

れば決してこの苦しい財源下でやはり現価を維持

するために千円、二二%のアップというふうなこ

ともやらなかったと思ひますが、やはりこの政策には必要があると思ひましたものですから、いろ

手当が出席したときも一応法律で示されている段階的な充実、完全実施をしたと、しかし、これも

財源の上から早期に実現した方がいいから、不完

全ながらも内容の点では検討する必要があるけれ

ども、とにかく実施すると、実施して完全実施

した時点で考えると、こういうふうな最初から言

わっているわけですね。そうして政府のそれからの毎

年お答えになつて御答弁も、そういう完全実

施したら、完全実施したらいつまでか私たちが

引張つてきたというか、ごまかしてきたとい

か、完全実施してから、完全実施してからとい

て何にもおっしゃらないできたわけなんです。そ

でいろいろな検討します、検討しますとお

っしゃっていつまでも何にも検討もされてないわけ

です。しかも、児童手当の問題点というのは、もう決

まつてあるわけですね。第三子を次はどう拡大す

るのか、第二子を拡大するのかわつたのか、所得

が最近出ているということは、もう御案内のとおりであります。まあ一時的な現象が今後さらにこの状況が、傾向がどうかかわりませんが、すでに今年度の歳入欠陥についても、税収の歳入欠陥についても云々されている時期でもござい

ますので、そうした経済動向ともならみ合わせてこの種の施策一般をどのように持つていくかとい

うことについては、今後さらにひとつわれわれとして考えていかなければなりませんので、した

がつて、大変残念でございますが、この段階でどの点をどうするということを申し上げるところま

では来ておられないし、また、ただいま申し上げるのは適当ではないというふうに申し上げざるを得ないということだろうと思います。

○柏原ヤス君 それでは余り期待されないとい

うことを感ずるわけでございますが、毎回こんな状態だったら私はまずいと思うんですね。そこで、やはり社会保障というものの対する体系とい

うか、展望というものができなければならぬと思

うんです。そして、その社会保障という中で児童手当というものはどの辺に位置づけるものか、こ

ういうようなお考えはおありなんでしょうか。

○国務大臣(田中正巳君) これは別途本会議あ

るいは当委員会等でも、予算委員会等でも御説明を

申し上げておりますが、わが国の社会保障が計画性を持たないというところについての厳しい御批判

がございましたので、したがって、ただいま省内におきまして私の諮問機関である長期懇等と

も相談をいたしまして、別途政府は五十一年から経済に関する新基本計画とかいふのを策定いた

すのでございまして、それとのならみ合いにお

いて、私どもはできれば五十一年から発足する

ような社会保障に関する長期計画を策定をいた

したいというふうに思っておりますので、その中

において、もちろん児童手当の今後のあり方につ

いても検討するべきものであらうというふうに思

っております。

○柏原ヤス君 この中央児童福祉審議会という

ところから児童手当の答申が出ております。この児

童

童

童

童

童

童

童

童

童

童

童手当について、将来はこういうふうな検討しなさいということをおっしゃいます。特に二子拡大、これを具体的に取上げていこうに思っています、これについてどういふふうにお考えでしょうか。

○政府委員(上村一君) 昨年の十一月に中央児童福祉審議会から、今後の児童福祉対策をどう進めるかという非常に包括的な答申をいただいたわけでございます。児童手当につきましては、当然の問題として二子の問題というのが議論されることになったわけでございますが、この審議会の答申にもございまして、支給対象の範囲を二子まで拡大することについては、あらかじめ支給金額なり財源負担、それからその関連する諸制度としていろいろあるわけでございますし、同時に、民間企業の家族給との調整等も十分行われることが必要であるというふうな御指摘をいただきました。いろいろ検討すべき事項が多いわけでございます。そこで、この答申は二子の拡大という問題提起はあったわけでございますが、直ちに二子拡大にまで踏み切れるとまではおっしゃっておられるわけでもございせんので、こういった答申の意向を踏まえながら私どもとしてはいろいろ問題点を詰めてまいりたいというふうな考えでございます。

○柏原ヤス君 それはいつごろまでに検討されるのでしょうか。

○政府委員(上村一君) 関連する問題が非常に多いございまして、いつまでとまでは決めかねるのが現在の段階でございます。

○柏原ヤス君 さつき大臣のお言葉で、五十一年度から社会保障というものの体系的な検討をするというお話でございますね。それに並行してもちろん児童手当というものの内容の検討はされなければならぬと思えますね。むしろ、それよりも早く検討しておかなければ、そうした社会保障の展望の中にどこに置くべきかということもはっきりしないんじゃないでしょうか。ですから、いつというふうなことがいかにも漠然として、しかも、これはずいぶん前に出されているわけ

しょう。この答申は四十七年の十月二十七日に諮問されているわけですね。それで、答えが四十九年に出ているわけですね。その中をさらに検討するといふんですから、一体昭和四十七年の答をさらにまた検討するのには、何か漠然として、いつまでにするということもはっきり言えないというのはいささか消極的じゃないかと、こう思いますけれども。

○政府委員(上村一君) 昭和四十七年に今後の児童福祉対策をどう進めるかについて諮問いたしましたのは、ちょうど四十七年という年が児童福祉法が施行になりましたから二十五年、四分の一世紀たった時点でございまして、そこで児童福祉全般について基本的な考え方をどういふふうにするかという趣旨で御諮問申し上げた項目でございまして、検討されました範囲は御案内のように非常に広い範囲でございます。その中の一つの部門として児童手当を取り上げられておられることでもございまして、われわれとしてはこの答申を受けて検討すべき事項は非常に広範囲にわたっております。そこで、児童手当についてどうするかということについては検討すると申し上げましたけれども、それがいつまでというふうな時期を画することにつきましてはいまの段階では容易ではないというふうにお答え申し上げたわけでございます。

○柏原ヤス君 この答申はそんな遠い将来に検討しなさいということじゃなくて、もっと早くやんなさいというふうにとるべきじゃないんですか、これは。何か漠然として、検討するといふお言葉は、それはいつでもそういうふうにおっしゃるんですけれども、検討してないから、だからいつまでですかというふうにお聞きするんです。大体いつごろまでにはというぐらゐのことは言えないんですか。

○政府委員(上村一君) 答申にもございまして、児童手当を少し掘り下げて検討します場合には、関連する諸制度なり家族給の調整、さらには被用者でない者のうち一定限度の所得を持つている者についての本人拠出等非常にむずかしい問題

が提起されておるわけでございますので、そう簡単な事柄ではないというふうな申し上げたわけでございます。

○柏原ヤス君 むずかしい問題というのと、それは一番むずかしい問題はなんですか。

○政府委員(上村一君) 何と申しますか、一つは制度的な問題と、一つは先ほど来大臣からお答え申し上げておりますように、政策の中における財源配分、両方あると思うわけでございますが、児童福祉だけの視野に着目をして検討いたしますと、むずかしい問題というものは、率直に申し上げます、いろいろな制度との調整なりあるいは本人拠出等の問題、こういった問題というのは非常に簡単な事柄ではないというふうな思います。

○柏原ヤス君 四十七年の諮問に四十九年に答えたところと、その中に、児童手当についてはこういう問題なんだと、それを検討しないかと、こういうふうなところがあるわけですね。答申を得なくてもすでに政府としても問題の児童手当というものに対してはその都度その都度お考えにはなっていると申すんです。ですから、そういう点が何だか漠然としておりますよ、いまお聞きした範囲で、それはいままでは漠然としていたとしても、今後社会保障の展望と計画というものができると大臣おっしゃってらるわけでしょう。五十一年から児童手当の位置づけというのとはどこいふふうな位置づけと、その位置づけをする前に児童手当の問題点というものはきちっと検討されておかなければ位置づけだてでできないと思うんですよ。結局位置づけしてもやっぱり現状維持程度の、それより少しはよくなるかもしれないけれども、そんな程度で、優先順位ではずっと後だとか、困難な問題があるからこれはさらに検討だとか、言って、また検討検討の連続でいくんじゃないか、そういうふうな思われたいわけでございます。

○政府委員(上村一君) 先ほど大臣からお答え申し上げましたように、省としても社会保障の長期

的な計画に取り組んでおるわけでございます。その中で社会保障の一つの柱として児童手当をどう位置づけるかということが考えられなければならないことは当然だと思われたいわけですが、いまの段階でそういったことについて具体的な考え方がまだ固まっておらないということを申し上げておるわけでございます。

○柏原ヤス君 押し問答のようなことで非常に私は不満でございますが、飛躍的にこれは充実にさせなかならないと、おくられている制度なんだというのをよくもう少しお考えになって考えていただきたい、やっつけていただきたい。また、問題点は決まっているんですからその問題点を今後どうするかというのを一つでもいいからもう少し積極的な検討がされていいんじゃないか。その中でも問題はやはり第二子拡大がやっぱり問題だと思つておるんです。それで私もこの第二子拡大については金額は第一子と同じじゃなくていい、少なくともいいから第二子に拡大する、そういう意思があるかどうかとお聞きしたら検討しますと言われた。検討されてないわけですよ、結論的には、それでは一歩譲って第二子、金額も少なくてもいい、しかもまた段階的に第二子の拡大を金額も少なくし、そして実施も段階的に拡大していてもいいんじゃないか。そういうふうにも考えますけれども、そういうお考えはありますか、おありなんでしょうか。

○国務大臣(田中正巳君) 先生の御質問に対して、児童手当制度はこれを第二子制度を含めて金額も飛躍的に拡大いたしますと云うと御満足になるだろうと思いますが、私がいまここでさようなことを申し上げるわけにはいかないということとあります。なぜかといえば、もうさつきから申し上げておられるとおり、今後日本の社会保障財源というものはどの程度見込まれるか、そして児童手当だけにいつごろにならばいろいろ問題があるか、他の広い社会保障政策の中でもって一体こういう財源の中にどういふふうな配分していったらいいだろうかといったような広い視野で

検討しなきゃなりませんから、したがっていまこ
こで、この段階で社会保障についての財源、そし
てまた経済の今後の推移等々が明らかでない今
日、これについて具体的なことを申し上げるこ
とは早計だと、かえって無責任だとさえ私は思うわ
けでございますので、したがって、さつき言
うとおり、私は児童手当制度というのは決して不
必要な政策であるとかむだな政策であるなどとい
うことを申し上げているわけではございません。
したがって、そういったような気持ちを踏まえな
がら、今後具体的な問題点についてはこれだけの
もので、大体見当がついているわけですから、
これをどのようにして扱っていくかということに
ついては今後そういったような広い視野で財源論
と他の政策との関連において見て決めていきたい
ということでございますので、ただいまのところ
はこの程度の答弁でひとつ御満足をいただかなか
れば私に無理を強いるというのではなからうか
と思うわけであります。

○柏原ヤス君 それでは、くだいようですけれど
も、問題点はわかっているわけです。だからその
問題点を少しでも検討すると、こういうふうにし
ていくと、将来は展望の上でこういふふうにし
ていくことは示していただけるわけですね。
○国務大臣(田中正巳君) どこまで具体的にこれ
を示すことができるかどうか、いまにわかに申し
上げる段階ではございませんが、社会保障の長期
計画の中にこれだけ大きな社会保障の柱でありま
する児童手当制度、これについての全く展望を欠
くというふうなことは私は長期計画としては成り
立たないと思いますから、その面ではある程度の
コメントが出てくるだろうというふうな思っ
て差し支えなからうというふうに思います。

○柏原ヤス君 昨年、一昨年、毎年この児童手当
についての御質問をして、それに対して前向きな
御答弁をいただき、検討する、検討するできいて
るわけなんです。私がお聞きした範囲だけでも結
構なんです。支給対象の範囲をどうするか。こ
れについては、検討したい、それから内容につい

て飛躍的な発展をするような方法で努力したい、
こういう御答弁があったわけなんです。それで、
検討したいという国会の席上で、委員会では
はっきり大臣がお答えになったんですから、じゃ
どういふ検討をしたのか。検討したことだけでも
ちょっとお聞きしたいんですけれどもね。

○政府委員(上村一君) 非常にむずかしい御質問
でございます。われわれの五十年にわたる態度と
しましては、法案で明示しましたように、
物価の上昇に応じて金額を引き上げること
が当面の結論であるわけでございます。

○柏原ヤス君 第三子を第二子という、私が提案
をいたしましたそれを十分参考にしてとおっ
しゃっているんですけれども、それも今後の検討
の中に参考として取り上げていただけるんでし
ょうか。

○政府委員(上村一君) 今後の児童手当の問題を
考えます場合に、いま御指摘になったような事柄
というのは当然検討の課題になるわけであると思
います。

そこで、先ほど来も御答弁申し上げております
ように、金額で計算してみますと、現行の四倍も
かかるというふうなことを申し上げたのも、試算
をしてみたことはあるという一つの検討の経過で
あるというふうにお考えいただきたいと思います。

○柏原ヤス君 時間がございませんで、児童扶
養手当について一つお聞きしたいんですが、これ
は障害がなければ義務教育終了の十五歳で打ち切
られてしまふ。これについても、十五歳というこ
とはおかしいじゃないか。十八歳——児童という
児童扶養手当と、児童というんだから十八歳にし
てもいいんじゃないか、こういうふうにお聞きし
たんですが、そのときに、検討したいという御答
弁だったんです。その後検討していただいたんで
しょうか。それで、どういふ結論になったんでし
ょうか。

○政府委員(上村一君) 現在の児童扶養手当は、
いまお話しになりましたように、子供の年齢が義
務教育終了までというふうなことになるっておりま
すのは、一般的には義務教育の終了によって稼働
年齢に達するというふうな考えられますことと、
それからこの制度が全額国庫負担で運用されてお
るということとございまして、法制定当時、義務
教育を終了した児童まで、それ以上の子供まで支
給対象にする必要はないというふうな考えられた
からであるというふうな私考をしておるわけでご
ざいます。そして、この児童扶養手当と申しますの
は、主として夫と生き別れをした子供を抱えたお
母さんを対象にするものでございまして、夫と
死別したお母さんを対象にしております無拋出の
母子福祉年金というものをなすものでございま
す。現在子供が相当数高校に進学しておるとい
う事情を考えますと、この母子福祉年金との絡みを
考えながら私も今後の問題としてはさらに引き
統いて検討していく腹づもりでおるわけござい
ます。

○柏原ヤス君 その検討も前向きにやっていた
きたと思うんですね。この前も検討、また検討
ですから、もう少し前向きに検討すると、これは
当然母子福祉年金と考へ合わせなきゃならない。
しかし、母子福祉年金だつて、範囲——その母子
福祉年金を受けている数というのとはそんなに多
くないんじゃないかと思うんですね。ですから、母
子福祉年金でも私はやっぱり十五歳で打ち切りと
いうことを十八歳にしたいんじゃないかと。福
祉だから福祉がつくつかないか、十五歳、こっ
ちは十八歳、そういう区別を子供に対してつけな
いでやっていただきたいと、こういうふうにお
考えですね。大体教育対策で、金のない者は学校
なんかへ行かなくなつたていいと、義務教育終わ
たら働けと言わねばかりの感じがするわけですね。

○政府委員(上村一君) いまお話しの中で、母子
福祉年金の方は十八歳というふうなお話があった
ように思いますが、どういふ結論になったんでし
ょうか。

○柏原ヤス君 十五歳でしよう。

○政府委員(上村一君) どちらも、母子福祉年金
も児童扶養手当もその子供が義務教育を終了する

までというふうな……
○柏原ヤス君 ですから、それを両方とも十八歳
にすればいいじゃないですかと。
○国務大臣(田中正巳君) この問題は前の話とは
ちよつと性格が、私どもの取り組み方も率直なと
ころ違ふんであります。こういう制度ですから、
制度発足時にはやはり義務教育終了までというふ
うに決めておつたわけですが、現在の高校就学
率等を考えてみると、私どもはそろそろこれはや
はり十八歳まで支給していただきたいものだとい
う気持ちを実は持っているわけでありまして、先
生いまわれわれに御要求になった前向きというの
は、かなり前向きで実は私どもも取り組んでいる
わけでありまして。その証拠に、先生御案内のと
おり、こいつは予算要求しておつたわけございま
すが、どうも他の施策との関連においてこれは実
現を見なかつたという、まあ率直なところさうい
う経緯がございまして、したがって、われわれ
の態度にはかなり積極性があるということをお認
識願いたいんですが、結論において、だめだつた
のはおまえらが努力が足りなかつたからだとい
ふにおおしかりをこうむればその点はまあ確かに
さういふふうには言われても仕方ありませんが、
私どもの気持ちとしてはさういふところまで来て
いると。今後これについては財政状況にもらま
にやなりませんし、社会情勢にもらまにやませ
んが、私どもはいまこいつた予算要求をいた
しておるというところをごらんになって、今後ひ
とつまたわれわれとしてはこの態度は後退をさせ
ないというふうな方向で努力を重ねていきたいも
のだというふうな思っているわけでありまして。

○柏原ヤス君 まあ、こういう問題をお聞きすれ
ば最後は財源だ、予算だということまで話が終
わつてしまふわけですね。それは私たちが知って
いるわけですね。その中で少しでも積極的にやっ
てもらいたいという立場で御質問しているわけな
んです。ぜひそういう点も——局長のさっきの答
弁では、ただ検討します、いかにも弱腰に思いま
す。それはいろいろ検討もした

んだと、しかしそれが実現できなかったと、大いにかんばりますという事でございますので、ひとつよろしくお願いしたいと思ひます。

○委員長(村田秀三君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、森下泰君が委員を辞任され、その補欠として小笠公昭君が選任されました。

○審議タケ子君 すでにいまも柏原委員並びに前回の審議で、質疑でいろいろ問題になっておりますように、児童手当及び児童扶養手当、特別児童扶養手当の一層の増額、それから内容の改善等についてはこれはもう当然のことだと思ひわけです。それから特に私は、やはり児童手当制度は、いまもずいぶん厳しく御質疑がありましたけれども、ILO条約百二号条約の基本的な事項の一つであるという点でこれはやはり積極的に早くその水準に達するところまで努力をされるということ等、問題点も御指摘が従来あったとおりでございます。私ももう一度点検し返すことを避けたいと思ひますので、その点については特別に触れませんが、その点については一層の努力ということをぜひ進めていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

で、特別児童扶養手当に関連をしまして、特にきょうは私、障害児保育の問題についてお聞きをしておきたいと思ひます。特別児童扶養手当の充実というものが非常に要望が大きくなつてきているわけですが、特に障害児の保育の問題というものがやはり一つの課題になつてきておるという点でお聞きをしたいと思います。四十八年十一月の中央児童福祉審議会の中間答申、非常に重要な提起がなされております。これではこういふふうに指摘をされているのですね。「障害の種類と程度によっては障害児を一般の児童から隔絶することなく社会の一員として、むしろ一般の児童とともに保育することによって障害児自身の発達を促進される面が多く、また、一般の児童も障害児と接触するなかで、障害児に対する理解を深めることによって人間として成長する可能性が増し、そのことがまた福祉の理念の涵養にも資する面が多いことが、いくつかの実践例で示されている。」まあ、いろいろ述べられておるわけですが、総括的に、「このようにみえくると、障害児保育は対象とすべき児童、実施場所と実施主体、設備、職員、保育方法、入所児童の判別と措置決定等その具体的方策について十分検討し、そのための経費の助成を行う必要がある。」というふうな指摘がなされているわけでございます。

これを受けて、厚生省では、昭和四十九年度は二十カ所、五十年年度では三十カ所をテストケースとして障害児保育を実施してきているようですけれども、今後の対策をどういふふうに進めていくのか、その点まず最初にお聞きをしておきたい。

○政府委員(上村一君) 障害児の問題につきましては、最近特に在宅対策というものが強調されておるわけでございます。同時に、できるだけ早い機会に発見をして早い機会に療育をするということでございますから、一般的にはいろいろな通所施設の整備を図っておるわけでございます。

そこで、その中で、それほど程度の重くない、軽い障害の子供については、いま御指摘になりましたように、一般の子供と一緒に指導すれば非常にプラスになるというところであるわけでございまして、そこで四十九年度からスタートさせ、そして五十年年度も引き続きそれを拡充する方向で取り組んでおるわけでございまして、いまのお話の中にもございまして、国の施策としては初めに試験的にやるものでございまして、今後障害児保育をどういふ形で進めていくかということでは、四十九年度、五十年年度の経験を踏まえて考えてまいりたい。いま直ちにいろいろあるところまではいっておりませんが、これから経験を踏まえてどう持っていくか努力してまいりたいということでございます。

○審議タケ子君 四十九年、五十年の経験に徴して、こういふことなんですけれども、すでに障害児保育というのは実施をされているわけですね。そしてつばな実践記録あるいは報告書というふうなものも出ておりますね。こういふ実践記録によりまして、私もこれは感激をして実践記録を拝見したんですけれども「保育の友」というのに出ております実践記録が、こういふふうに述べられておるわけですね。これは一年間苦勞して障害児保育をやつてこられた保母さんの体験記録でございますけれども、こういふふうに言われております。「叱られるとその反動を障害児に向け、必要以上に可愛いがり担任の関心を引こうとする傾向も現われ、当初は困難な問題があり、その都度、子ども達と一緒に解決していく。しかし、このような問題は、月日と共に解消され、Y君、M子さんを上手に囲み、子ども達同志で作り上げ、担任の介する余地はない。その姿は、防火訓練の際に、担当が手をかけるより先に、他児が両手をもって避難する後姿にもうかがわれる。障害児保育に対する専門的な知識の修得もない私には、夢中でした一言です。Y君、M子さんが成長というより、私自身が成長したことです。自然な態度で接することが、どれほど大切であるかを実践の中で知りました。」で、「障害児保育は、熱意、根気は条件であるが、人的、医療的にも保障されなければ困難です。」というふうな実践記録がごく一部でございまして、これも述べられておるわけですね。審議会の答申でも意義のある報告がされておりますが、経過を見ながら進めていくというんですけれども、すでに結果の報告はいろいろ出ているわけですね。いま、私一例を申し上げましたけれども、さらに私も考えまして、一層研究を深めていかなければならぬ問題ということはおよくわかるのですが、こういふいままでの報告、これを参考にしていくなければならぬと思ひます。

そこで、具体問題についてお伺いしたいんですけれども、「障害児保育事業実施要綱」というのが出ていますね、その目的、これは厚生省児童家庭局長名で出ておるわけでございますけれども、第一目的、なんです。障害児保育事業は、保育に欠ける、程度の軽い心身障害を有する幼児(以下「障害児」という。)を保育所に入所させ、一般の幼児とともに集団保育をすることにより、健全な社会性の成長発達を促進するなど、障害児に対する適切な指導を実施することによって、当該障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。」と、こういふふうに述べられておるわけでございます。これは、それで結構だと思ひますけれども、ここで実施上配慮しなければならぬ問題が出てくるのではないかと、こういふふうに思ひます。この目的にも書かれておりますように、「保育に欠ける」といふふうに述べられておる点なんです。従来保育に欠けるという基準、これはありますね。保育所入所に関する保育に欠けるという基準が、いまも多様化してきておりますから、この基準全体を見直す必要があるのではないかと、こういふふうに思ひます。これはさておきまして、障害児保育という問題については問題があるんじゃないかと思ひます。保育に欠けるというふうなことで、従来の保育所入所基準の保育に欠ける内容というのは幾つか規定されているわけですね。ところが、障害児を養育していくという場合には、これは必ずしもこれに該当しないという場合がしばしば出てくるわけですね。障害児があるために母親が働きに行きたくても行けない。その場合に保育に欠けるという、母親がめんどうを見ておるんだから保育に欠けるということにならない。だから、適用されないというところになつてまいりますと、これは大変なことなんです、この運用について弾力的な適用、これが必要ではないか。そういう点について、市町村にはどういふふうに指導しているのか。これは、私は弾力的に指導しないと大変なことになるなと思ひますよ。というのには、保育所入所の措置基準で、保育に欠けるという項目が七項目挙げられておる。その(一)は居宅外労働、(二)は居宅内労働、(三)は母親のいない家庭、(四)は母親の出

産、(四)が疾病の看護、(五)が家庭の災害、(六)が特例による場合、というふうなことが示されている。そうしますと、障害児を持っていたるために母親が居宅外へ仕事に行きたくてもいけない。子供のめんどろを見てという実例というのはしばしばあるわけですね。しばしばって、大部分がそうですね。そうしたら、保育所へ入所させてほしいということ機械的にやりますと該当しなくなる。その点はどうかということなんでしょうか。弾力的な運用というふうな点について、市町村には御指導になつておられるんでしょうか。

○政府委員(上村一君) いま御指摘の問題は、一つの検討に値する私は問題だと思つてございしますが、障害児保育をなぜやるかという点、これは二つの根拠があるわけでございます。一つの根拠と申しますのは、保育所というのは、元来保育に欠ける子供を預りをして保育をする施設である。しかしながら障害を持った子供についてはなかなか預かつてくれないから、したがってお母さん方も働けないというふうな場合に、やはり預かれるような体制をとるべきじゃないかと。つまり、障害児であるが保育に欠けるので保育所で預かる必要があるという面が一つでございます。これは保育所本来の機能からくる問題点だろうと思ひます。

それからもう一つの問題は、中央児童福祉審議会の中間答申にもございましたように、そういう軽い障害の子供についても、ケースによつては一般の、まあ健常児と申しますとなんでございませうけれども、健常児と一緒に保育することによつて、その子供の障害もよくなり、それからその子供と一緒に保育される子供の障害者に対する心の持ち方も変わつてくると、まあ二つの面があるわけでございますが、そういう面を絡み合せて保育に欠ける障害児を預けると同時に、そういう子供が保育所の中で同時に療育的な効果を果たしていく、それがやはり目下のところではそんなに重い子供——やはり軽度の子供に限らざるを得

ないと思ひますけれども、そういうやり方で進めてまいりますので、その点は相当弾力的に考えられるんじゃないかというふうに思ひます。ただ、第二の目的である子供の療育という点に着目いたしますと、本来の療育の機能としては、自宅から通える各種の通園施設というものをより整備していく必要があるんじゃないか。療育に着目すればそちらの方がよりウェットが高いというふうに思ひます。

○香取タケ子君 それで、二つの側面を持つておるということであれば、障害児の保育所への入所希望の場合、弾力的な運用というのをこれは市町村にちゃんと厚生省が指導しなかつたら、そういう運用はうまくいきませんか。その点どうなつてい

るんですか。私は、この点は指導上徹底をしなければならぬのではないかと申すんです。希望はたくさんありますわ、障害児の保育所に入れてほしいという希望者は。しかし、保育に欠けるといふ、これで機械的にやられたんでは、市町村がもしそれでやつたんでは、これは入れてもらえなくなるんです。その点徹底をする必要があると思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(上村一君) やはり保育に欠けるといふ子供を預かるのが保育所でございします。ただ、その保育に欠ける状況について、現在そのなかの、働きに行つたら保育に欠けることになるのか。これは乳児の場合でも同じような問題がございまして、乳児を預かつてくれるところがないからお母さんが働きに行けないで家にいると。しかしながら、乳児を預かつてくれることになれば、働きに行けるといふふうなことになるれば、それはやはり保育に欠けるというふうな言葉の意味を弾力的に運用することによつて保育所に入所の措置が可能であるというふうに考えております。

○香取タケ子君 いや、問題は、これはそうあんまりぎゅうぎゅう言いたくないんですが、子供を預かつてもらつたら働きに行きたいんですが、行けるんですと、こういう状況ではないかなかなか入れないんです。実際には、働きに行つてい

いう状況でなければなかなかその保育に欠けるといふ認定にならないというふうなのが末端では実情なんです。したがつて、障害児を抱えておるお母さんは、これは無理してはうっておいでとてもしゃないが仕事には行けないんです。その場合に、特に私が指摘をしているのは、こういう場合、しやくし定規に通知だけで、保育に欠けるといふ点だけで指導をされているというんであれば、これはなかなかお進めになつていく場合に、保育に欠けるといふことでは該当しないということ、入所させなくてもええなということになりますから、その点、障害児については弾力的な指導、運用面の指導というのが必要ではないかと、こういうことを申し上げておるわけです。

○政府委員(上村一君) 障害児の保育を始めた第一の目的について申し上げましたように、いままで働きに行こうにも預かつてくれる保育所がないというふうなことで障害児保育をスタートさせたわけでございますから、まあ、そういうたまたまトをさせた理由に着目すれば、いま御指摘のよう運用の仕方になるのは私は当然じゃないかというふうに考えております。

○香取タケ子君 これはその点、今後拡大をしていく際に、ぜひとも運用上やっぱ指導、徹底をしてみたいというところを特にお願いをしておきたいのです。そういう問題が出てくるんですよ、末端で。なければ言わないわけですが。

この障害児保育対策というのは、先ほどのお話のように、テスト段階だということなんですけれども、保母さんたちの実践記録、報告などによりまして、根本的には、保母や、父母など関係者の熱意と努力、これは非常に大事だということであると同時に、国はこれにこたえ得る人的、財政的援助をすることが不可欠であるというふうに思

うわけです。で、全国社会福祉協議会保育協議会の保育研究大会報告書というのがあるんですけど、これも、これは四十九年八月にやられておりますが、これによりまして、「障害児保育の現状における問題点と今後の方向」ということをテーマにいたし

ました分科会で、こういう要望事項が出てくるんですね。これは御承知であるかないか知りませんが、こういうふうな六項目が出てくるんですが、その一つは労基法の守れる職場、二つ目が障害児保育を可能ならしめる最低基準、——これは職員数です。保母の数ということですね。それから三が専門職員の配置、保母の増員、四が専門的知識の習得、研修の実施、五が設備の充実、六が入所措置基準の確立、こういう六項目が要望事項として出てくるわけです。こういうテストの結果を待ちながらも、今後こういう要望に沿つて障害児保育を積極的に進めていく必要があると思ひますけれども、要望事項も含めて検討しながら、こういう方向で要望事項などの出てきている点を含めて積極的に進めたいのかどうか。その点についてひとつ聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(上村一君) いま御指摘になりました幾つかの要望事項というのは、障害児保育に限りませんで、保育所運営一般に通ずる問題であるわけでございます。そういうたまたま要望を踏まえながら、五十年、保母さんの増員であるとか、保母さんの給与改善等やつたわけでございます。障害児保育につきましても、四十九年度に引き続き、五十年年度保母さんを二人配するといふふうな形で予算を組んでおるわけでございます。繰り返しになりますけれども、そういう経験を経たえながら、より何と申しますか、いい方向に障害児保育というものは考えていくつもりでございます。

○香取タケ子君 この障害児保育というのは、いまやられていのは予算補助という形でやられてい

るんです。五十年年度は総額二千五百二十万円ですか、三十万所。先ほども言いましたように、将来制度化してきちんと措置費に入れるようにすね。私は、これ早く措置費にきちんと入れていくといふことが大事ではないかというふうに考へるんですけども、それはどうですか。

○政府委員(上村一君) 保育所の運営費になるわけでございますから、現在はこれは実験的とし

ますか、奨励的にやっておるので、一定率の補助金というところでやっておりますけれども、検討していく過程の中で、当然、措置費の問題というのは課題になってくるというふうに私も考えます。

○香取タケ子君 私はそれをなぜ申し上げるかというと、いま行政管理局では、補助金の整備統合に大がかりな監査を実施するというふうなことが言われております。補助金が一番多いというのは各省の中で厚生省ですね。そういうふうな、いまも言いましたように障害児保育はいま補助金でやられているわけでしょう。こういうものが、そうすると行管の監査の対象になるんだらうか、なっていくと大変だなあというふうに思っておりますけれども、これはどうですか。

○説明員(吉村友佑君) お答えします。

先生、いまおっしゃいましたように、行政管理局では、昭和五十年度の第一・四半期の行政監査の一つとして、中央計画監査として補助金行政の監査をやることにしております。すでに調査に着手しております。補助金を相当大がかりに調査することにしておりますけれども、従来から、行政管理局といたしましては、国民生活の安定あるいは国民福祉の向上あるいは人命の安全と、そのほか、行政事務の簡素、合理化とそういった重点を置いて監査を実施しております。そういう点に、そういった趣旨からいたしまして、補助金の中でもいろいろな種類がございます。そういった行政管理局の従来の方針から見まして、当然、補助金といえども監査の対象とするにふさわしくない補助金がある。監査の対象と言いますよりは、整理統合等の対象とするに適當でない補助金があるということで、事前に検討をいたしまして、監査の対象としないものはすでに各省にも資料要求をしておりますし、ただいまおっしゃいました障害児保育事業補助金につきましても、監査の対象とするということでは、厚生省の方に資料要求をいたしております。

○香取タケ子君 それは大変ですよ、こんなも

のが対象になったんでは。確かに補助金とか、委託費というのはいくらでも必要だと思えるものがたくさんあると思うんです。ちょっと考えましても、たとえば原子力船「むつ」というのは、あんな大きなものになってしまっているようなことだとか、あるいはかつてのデータ捏造の事件を起こしまして分析化学研、あれだって分析研に委託費を出してたんですね。ですから、私どもの立場から言いますと、補助金どころか、予算そのものが国民本位の立場になっておるとは言いがたいわけなんです。洗い直さなければならぬと基本的には考えているわけなんです。で、必要なものがある反面、本当に切実な国民の要求に基づいての補助金というのがずいぶんたくさんあるわけですが、そういう点で、これはたとえばちょっと考えても、私どもの委員会でも問題になっているのを考えてみましても、看護婦の養成補助金ですか、養成所運営費補助金、こんな重要なものだって補助金なんですね。そういう点を考えてみますと、当然、補助金行政ではなくて、負担金なり、あるいは法律補助なりに適切なものはやっぱり改めていくという基本的な態度というものが大事じゃないか、これはたまたま障害児保育の問題を措置費として、当然きちんと格づけをしなればならぬのではないかと、いうことを申し上げると同時に、厚生省全体として、私は非常に国民の要求、願いにこたえる部分の施策で補助金行政というのは多過ぎるというふうに思っております。そういう点ではどうでしょう。これは行管で洗い直すという問題ではなくて、厚生省自身の基本的な姿勢として検討すべき課題ではないかというふうに思いますが、その点についてはどうでしょう。

○国務大臣(田中正巳君) いま、障害児保育の事業補助金から話が出ましたが、これはいまテストケースとしてやっておりますので、補助金ですけれども、これがよろしいということになりますれば、私の気持ちとしては、よろしければ、これは進めていったらよろしいというふうに思っております。わけでございますが、したがって、これについて

一般的にやるようになった場合には、あるいは措置費に組み込むことの方が適當であるかどうか、検討しなけりやならぬ時期が来るというふうに思っております。

また、わが厚生省一般の補助金につきましては、先生おっしゃるとおりだというふうに、私も就任後、いろいろ補助金あるいは予算の中を洗ってみたいという感じがいたします。施策として余りむだなものはいらないと、こういうふうなふうに思います。ただ、組み方が一体補助金でいいのか、あるいは他の費目でこれを助成したならよろしいのか、あるいは余りにも細分化しているものから、これを統合してメニュー方式でやったならばよろしいではないかなどというものが他にいろいろあるようにございますので、これについては今後ひとつ予算要求等の節に、いろいろとそういうふうな点について、私どもとしては検討してみたいというふうに考えている次第であります。

○香取タケ子君 私は、これは厚生大臣は検討してみたいとおっしゃるから、特に要望しておきたいと思っておりますが、いろいろな補助金行政の中で施策が出ておりますけれども、行管がこれを監査すると言います。しかし、やられている施策で、たとえばこの委員会ですべての施策についての附帯決議などで、これはやり過ぎているというふうな話はないんです。不十分だから拡充せよという以外にまずないんです。実際は、ところが、行管で監査をされたらいろいろ出てくるかも知れぬと、こうなってくると、きわめて国民に対する施策というのは不徹底になる。特にこの問題について私強調しておきたいというのは、新聞の論調などを見ましても非常に不安を感じるわけですよ。福祉行き過ぎ論というふうな論調というふうなものが出てきているという事ですね。こういう点から考えまして、これは基本的に厚生省がこれらの国民に対する福祉行政の施策それぞれについて、国庫負担金の措置でやるなり、法律補助でやるなり、きちんと整理をしていきたいと、

補助金行政でやられておると、行き過ぎ論云々というふうなことが出てまいりますと、これはもう予算の伸縮で好きなように国民の施策というのが左右されるというふうな不安定なままでは困るというふうに思っております。それで特にこの問題を申し上げておきたいというふうに思っております。新聞の論調などでもずいぶんいろいろ出ております。しかも新聞の論調だけならいいですよ、大蔵省あたりが、これは新聞の報道によりますと、一月二十八日、たまたま大阪で、高木大蔵事務次官が財政硬直化は福祉の行き過ぎだというふうなことを述べられるというふうなことで、これはもう補助金行政では大変だというふうに思っております。そういう点で、これは朝日の四月八日の社説にも、こういうふうに述べられております。これは非常に大事だというふうに思っておりますが、この高木事務次官のお話なども含めて述べられておりますけれども、「大蔵省は社会保障費の増額が財政硬直化の原因となることを指摘し、公然と「財源の手当てがきぬ福祉政策はあり得ない」といいたしている。民間でも、産業計画懇談会がこのほど、福祉国家の名によって各人が心に描いている国のあり方の大部分が、実は実現不可能な幻想だ」ときめつけて、自立精神が大切なことを強調した」ということで問題点を指摘をして、「今後の改善の方向」ということで「政府は国民に対して「高負担」を求める前に、責務を果たすべきである。その努力もしないうちから、財政当局が現行制度のままの国民の負担を前提として、社会保障を充実していくことを示唆しているのは納得できない」。

福祉社会づくりの道はきびしいが、社会保障をどこまで充実するか、そのために税や社会保険料をどのように負担するかは、国民が選択することなのである。国がこの問題に、もっと前向きに取り組むことを望みたい」というふうな社説まで出てきておるような、問題が昨今論議がなされ出している。そういう中では、特に先ほど柏原委員からも児童手当法で厳しく御意見が出されておるま

したけれども、そういった問題の絡みも出てくるわけですね。そういう点で、これははっきりやっぱ厚生省自身が基本的な立場をはっきりなさないと、だんだん予算との関連という形が表へ出てくる限りではほとんど後退をさせられるというおそれが出てくる。そうなりますと、これは国民的な批判を受けるのは当然でございますので、この点について、これは大臣の御見解をお伺いしておきたいと思うのです。基本的な点です。

○国務大臣(田中正巳君) 補助金の問題から社会保障行き過ぎ論に論点を発展しておりますが、私は補助金であるがゆえに、したがって社会保障の今後の発展が阻害をされる、あるいは締められるというところはそう心配する必要はないというふうにして思っているわけでありまして。社会保障を実施する場合、それが国の負担金であったり補助金であったりあるいは給付金であったり措置費であったりいろいろな形をとるのは、これは施策の性質上やむを得ないことだろうと思っております。これを、カテゴリーを間違えるということになりますと問題があらうと思われるわけでありまして、補助金であるがゆえに補助金でやっている施策が皆切られるおそれがあるというところは、私はそう心配をいたしておりません。問題は、いまの状態がわが国の社会保障費が一体行き過ぎ論というものを言うに値するだけのことをやっているかどうかというところを、私は厚生大臣としては申し上げたいというところであります。国民所得対社会保障給付費が七割程度でこのような議論が出るということについて、私は非常に疑問に思っているというところであります。ただ問題は、やはりどういふ政策を、この際わが国の経済、社会あるいは財政の客観情勢下においてどういふ政策を選択するかというところについては、私はやはり慎重に考えにやなまといふふうにして思っているわけでありまして、いま先生がお挙げになった四月八日の論説等も見ますと、一般的にそのようなことを言っているわけではないようでございます。むしろ積極的に進めようというところについての論調で書

かれていますものと思いますが、配慮すべきこと、注意すべきことという点について触れているものようでもあります。

そこで、今後こういふような社会保障を進めていく場合、政策をどのようにして選択するか、その間における優先度をどのように考えるか、あるいは財政的配度をやはり綿密にしていかにやなまといふようなことをここに書いてあるようでございます。たとえば地方公共団体における社会福祉政策のあり方等についても、財源とか、他の地方公共団体とのバランス論とかいったようなことがいろいろ書いてあるわけでありまして。したがって、そういう点については私はやはりある程度今後考えていかにやなまといふ一面があることは否定いたしませんし、私もまたそういうことについてはいろいろと国自体も考えるし、また地方公共団体にもそういう配慮をさせていただきたいということも申し上げることはいたさなければならぬかと思っておりますが、総体的に申しまして政策の選択を誤らず財政的な配慮というものについて健全な考え方を押し通す限りにおいては、私はなお今日のような安定低成長下であっても、財源をいろいろ工夫をして見つけて、社会保障はこれを進めていかにやなまといふふうにして思っておりますし、この論説なども、最後のつまり結論的なところにはそのようなことを書いてあるわけでありまして、基本的には私はこの論説とは余り違わない考え方を持っているというところであります。

○査読タケ子君 いや厚生大臣ね、七割ぐらいの社会保障費で、しかもいま行き過ぎ論が出てくるのはおかしいというふうな厚生大臣おっしゃる、これは私はそのとおりだと思ふ。ところが、同じ政府の大蔵省で、事務次官が公然と、行き過ぎ論が意見として、財政硬直は社会福祉の行き過ぎだといふことが出てきておるといふところに問題があるというところを申し上げておるんで、その点はこれは基本的な立場を少なくとも厚生大臣のお立場に立っていただかせないと、大蔵省と同じだなんてなことだったら話にならぬわけですか

ら、しかし、にもかかわらず、片やそういう行過ぎ論があるという点で、これはそういう点で本当に社会保障制度を充実していくためには、必要な点は必要な問題としてこれは補助金行政で障子のつぎ張りみたいにたくさん広げていくんではなくて、そういう形ではなくて、むしろ整理をして、これは全体の財政問題はもちろんのことですが、補助金行政を洗い直してですね、厚生省内部の。そうして国庫負担金あるいは法律補助というふうに整理をしていく部分については具体的に整理をしていくというふうなことを積極的に進めていただきたい、そのことを申し上げているわけですね。

○国務大臣(田中正巳君) こうした中において社会保障を進めていく場合においては、いま先生おっしゃるように、政策の選択ということも考えにやなまといふし、またその財政的な裏づけのパターンといふことも、仕様にしてもこれは考えていかにやなまといふことについては、私は先生と全く意見を同じくするわけでありまして、そういう真摯な態度がなければ、何といつてもやはり社会には、私どもとしては反対でございますが、そういう声のあることも現実でございますから、そういう声に立ち向かうために、いま先生の御指摘になったような基本的態度というものはわれわれはやはりとつていかにやなま、これに立ち向かうといけないというふうな思ふわけでありまして。

○査読タケ子君 時間がありますから、ちょっと具体的な問題を次にお伺いしておきたいと思ひますが、それは福祉手当ですね。福祉手当の支給対象者の認定について若干聞いておきたいと思ひます。この法律の改正案によりますと、福祉手当の支給されるのは、別表第二に定められる程度の障害があり、しかも、日常生活において常時の介護を要する者となっております。聞くところによりまして、別表第二の廃疾の程度は、身体障害等級一級と二級の半分程度ということになっておるそう

ですが、そうしますと、一級の人再認定の手続は必要がないと思ひますけれども、一級の人には無条件に対象者になるのかどうかという点。

それから、もう一つ引き続いて聞いておきますが、二級の半分程度と、これはまたなかなかむずかしいわけですが、この二級の半分程度というふうな言われまして、別表第二表を見ますと、問題になると思われましては、八から十の項目なんです。この辺が非常に不明確なところが多いのですが、認定手続をどうしていくのか、それから指定医療機関をつくるのか、診断基準をつくって医療機関に徹底をするのか、その辺のあたりですね、これは大変な問題だと思ひます。この二級の半分程度と、こう言われまして、その辺の認定基準はつきりしませんと、どの程度の方々まで含めらるのか、それさえわからないということになります。いまの点ちょっとお伺いしたい。

○政府委員(久次郎君) お答えを申し上げます。認定手続でございますが、これは本人申請をたてましたとしておりまして、医師の診断書と戸籍関係の書類を添えて原則として福祉事務所に出していただく、いま御質問のございました身障一級の方は全部該当するわけでございます。したがって、身障一級の手帳を持っておられる方は、もちろん診断書が要りはしませんが、文句なく認定されるというふうにお考えいただいて結構だと思ひます。それから二級の程度でございますけれども、これは別表に基づきまして大抵、手足の障害あるいは内部障害、聴力障害と相当具体的に明示をいたしまして、それによってお医者さんの診断書がございしますならばそれを尊重して福祉事務所が判断をするというところで、確かにこの点は実施に当たって相当問題を起こしますので、できるだけ具体的に範囲を明確にいたしまして、そして過誤なきを期してまいりたい、こういうふうな考えております。

○査読タケ子君 いまおっしゃったように具体的な

な実施面で問題が起こると思うんです。非常に慎重を要すると思うんですけれども、この認定というのは、知事なり市町村ですね、あるいは福祉事務所いもおっしゃった、そこでやるわけですから、診断は医療機関と、これは指定医療機関をつくらないんですね。指定医療機関をつくらないということになりますと、これは医療機関の診断を当然尊重しなければならぬというふうに思うわけですが、そういうふうにおやりになるんですか。細かく基準を決めて医療機関に徹底してそれに基いておやりになっていただける診断、これについては尊重するという立場をおとりになるんですか。

○政府委員(翁久次郎君) そのようにいたしたい
と考へております。

○奮脱タケ子君　いや一級、二級と全部該当するといふならそう細かく申し上げる必要ないんですけれども、二級の半分ぐらいというのは非常に気になる。恐らく実施上問題が起ころと思ひますので、これは特に最初のときが問題だと思ひますから、ひとつ慎重に進めていただくようにお願いをしておきたい。

それからもう時間が余りありませんから、もう一つちょっとこれは聞いておきたいと思えますけれど、この福祉手当の支給というのは前回も委員会で論議されましたように、在宅者対策ですね、障害者の在宅者対策になるわけですが、まあ福祉手当を出したからということで在宅者対策をサポートはならぬという論議が先日ともやられたと思いますが、やっぱりこの福祉手当の性格とというのが非常に問題だと思うんです。これは前回論議をされましたから私深く申し上げる気はありませんけれども、お見舞いなのか介護料なのか所得保障なのかというのはだれでも考えるところなんです。いまでは精神的慰謝、まあお見舞いということなんだというお話が前回出たかと思うんですけれども、やっぱりこの点については本当に在宅障害者、重度の障害者対策ということでの出発点ですから、これはこれにふさわしい処遇に

していくということが非常に大事ではないかというふうに思うわけです。まあ、その点についてまず最初お伺いしておきましょう。

○政府委員(翁久次郎君) 申し上げるまでもなく、従来の身体障害の在宅対策、ホームヘルパーであるとか、あるいは補装具の給付であるとか更生医療の給付、こういったものを伸ばしていくことはもとよりでございます。それにあわせてただいまの福祉手当の創設ということでございまして、福祉手当の内容の充実ということは今後の厚生省の大きな課題であるというふうに考えております。

○奮脱タケ子君　それでお聞きをしておきたいのは、まあ、こういう福祉手当を出したからということで施設対策が軽視をされてはならないという点だと思えます。これはまあ児童家庭局長は、入所を要する重度心身障害児は一応計画としては五十年で終わるというふうに前回も御報告がありました、五十年度に障害児・者の調査をするので、その結果を見て必要に応じてその施設整備も考えていくというふうにこの前お答えになっておりましたが、それは間違いいですね。

○政府委員(上村一君) そのとおりでございます。

○沓脱タケ子君 そうしますと、その結果で在宅対策の強化とともに施設対策の強化ということも進めていかれるということだと思ふわけですが、ところで、昨年の十一月に発表されております社会保障長期計画懇談会の中間報告では社会福祉施設整備五カ年計画の再検討を行うことを指摘しておりますが、また中央児童福祉審議会の答申ではこういうふう述べているんですね。重複障害児の施設入所が困難になったり、あるいは、児童から成人に至る一貫した処遇面で欠ける点があるなどの問題が生じていることも否定できない。また、在宅対策、就業対策の進展につれて、これらの対策と施設の機能をどのように結びつけていくかという問題も未解決のまま残されている。今後、これらの問題点を念頭においた心身障害児・者施設

体系の見通しが必要である。」というふうに指摘をされておりますが、こういう点、この調査結果に基づく今後の計画ですね、そういった点はどういうふうにお進めになっていくのか、これをちょっと伺っておきたい。

○政府委員(上村 一) 在宅対策とそれから施設対策というものは相当有機的に組み合わせさせて進めていくつもりでございます。それで前回お答えいたしましたのが、五十年度高齢調査をするということであるわけでございまして、現在持っております計画では先ほどもお触れになりましたように、五十年度高齢整備をすれば、昨年私ども調べてみたところでは、重症心身障害児を入れるだけのベッドは一応確保できるということになるわけでございます。それで足らなければ、引き続き整備をするということとは当然のことであるというふうに考えております。

○奮脱タケ子君　時間がありませんのでね、これは特に障害児の問題というのは、非常に小さな問題が非常に大事だというふうに思われるので、ひとつ具体的にちょっと聞いておきたいと思います点は、施設への通園バスというのに補助金出していますね。四十九年度ぐくわすかずつだけども、補助金出していますね。それでこれは末端で親が

大変訴えているのは、たとえば障害児というのはどうしても体が弱いんですね。真夏にバスで一時の間ほど、子供供集めて通園バスが長時間回るわけです、それでたとえばクラーもない車の中で大変なんだというふうな訴えなどがずいぶんよく出るわけですけども、これは五十年程度ですね、やはりこれも補助金を出していくんだと思いますが、クラー用になるということになるのかならないのかは別として、そういう点での補助を増額していくというふうなお考えがあるかどうかですね、こういうわずかなことでもずいぶん頭を痛めておられるという、小さな問題なんだけれども、障害児対策というのはそういう小さい問題が行き届いていないところがいまの特徴なんで、特に聞いておきたいと思うんですがね。

○政府委員(上村一君) 昭和四十八年度はバス一台につきまして百万円というふうな補助にしておったわけでございます。四十九年度から三百万円以上のところは百五十万、それ以下は百万という定額の補助でございまして、その中でクレーンが入っているとか入っていないとかいうことは余り考えていないと言え、少々荒っぽくなりますけれども、こういった施設の通園用のバスについては定額の補助をしておるといふような形をとっておりますので、いまのお話私わからぬでもございませぬけれども、いま直ちにこれに対処するといふところまでは特に言いかねる次第でございませう。

○奮脱タケ子君 私は補助金にクローラーの費用をつけてやれと言っているんじゃないんですよ。通園バスに補助金をお出しになっているんだから、五十年度はクローラーつけて、そんなこと言わぬでいいですよ。その定額補助を少しでも上げて援助をするという立場をおとりになるかどうかということをお聞いておるんですよ。

○政府委員(上村一君) 通園施設のバスにつきま
しては、そういった通園施設を持っておられる方
からの要望も相当あるわけでございます。したが
いまして、その予算の枠がすでに五十年年度決まっ
ておるわけでございますから、その一台当たりの
単価をどうこうというわけにはまいらないという
ふうに思います。

○奢脱タケ子君　いつということがわからぬけれども、そうすると、四十九年度と五十年度も同じ金額ですか。バスが三百万円以上が百五十万円で、三百万円以下のバスには百万円というのが四十九年度の基準でしょう。それでお出しになったんでしょう。五十年度も同じですか。

○政府委員(上村 一) いま五十年度につきまして何と申しますか、どういふふうな実施方針にするかということは決まったわけじゃございませんけれども、やはり定額方式という形はとらざるを得ないというふうに考えております。

○齋脱タケ子君 だから私が申し上げておるの

は、四十九年度の実施の状況は存じておるから、五十年度は決めてないだらうと思うから、そういう要望もあるからひとつお考えになってあげられませんかとお申し上げておるんです。

○政府委員(上村一君) 定額の補助として出すわけでございます。クローラーを補助の対象にするかどうかについてはいろいろ議論があると思うんです。当然じゃないかというふうなお話があるかも知れませんが、まあ、きわめて短い期間しか使わないというふうなこともございますし、相当大きなバスになりますんで、金も相当かかるというふうなことがございますから、直接クローラーを補助の対象にするかどうかについては、定額補助というところで進めてまいらる関係もございしますので、そういうことにさせていただきまするを得ないんじゃないかというふうに思います。

○着脱タケ子君 委員長、終わりたいと思うんですが、最後に一言申し上げておきたいのは、私はクローラーをつける金を出してやれと言っているんじゃない。四十八年度から四十九年度補助金の金額をふやしておいでになるんだから、五十年度はまだ金額を決めておられない段階だろうと思うから、五十年度はひとつそういった点の要望もあるから、ひとつ補助金についての増額について配慮をしてくださないと、こう申し上げているんです。クローラーにばかりこだわっておられるけど、その点わかっていただければいいでしょう。

○政府委員(上村一君) 承知いたしました。

○委員長(村田秀三君) 本案に対する本日の質疑は、この程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十四分散会

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、社会保障基本法案(小平芳平君外一名発議)
- 一、母子保健法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君外一名発議)

社会保障基本法案

目次

- 第一章 総則(第一条—第十三条)
- 第二章 社会保険(第十四条—第十七条)
- 第三章 国家扶助(第十八条—第十九条)
- 第四章 社会福祉(第二十条—第二十四条)
- 第五章 医療及び公衆衛生(第二十五条—第二十七條)
- 第六章 補則(第二十八條—第三十條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、社会保険に関する施策の原則、国及び地方公共団体の責務、施策の基本となる事項等を定めることにより、社会保険制度を総合的に整備充実し、もつて国民の健康で文化的な生活の維持向上を図ることを目的とする。

(社会保険に関する施策)

第二条 この法律の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、必要な施策が総合的に講ぜられなければならない。

- 一 国民の疾病、負傷、出産、老齢、廃疾、死亡、失業等の事故に対し、社会保険により充実に経済的保障の途を講ずること。
- 二 生活困窮者に対して国家扶助により健康で文化的な最低限度の生活を確保すること。
- 三 児童、老人、心身障害者等援護育成を要する国民の福祉の増進を図ること。
- 四 国民の健康を保持するため、医療機関の整備拡充等並びに公衆衛生の向上及び増進を図ること。

(施策の原則)

第三条 社会保険に関する施策は、公平かつ機会均等を旨として策定され、すべての国民を対象とするものでなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、国民の健康で文化的な生活の維持

向上を図る使命を有することにかんがみ、社会保険制度を整備充実し、及びこれを適正に運営する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、住民の健康で文化的な生活の維持向上を図るため、当該地域に係る適切な社会保険に関する施策を策定し、及びこれを円滑に実施する責務を有する。

(国民の努力)

第六条 社会保険制度の整備充実、経済の発展と密接な関連を有することにかんがみ、国民は常に勤労に励み、経済の発展に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な法令の制定又は改正を行うものとする。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

第八条 国は、国税の収入額に別に法律で定める割合を乗じて得た額に相当する額を社会保険に関する費用の一部に充てるものとする。

(年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、政府が社会保険に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

(社会保険整備五箇年計画の作成及び公表等)

第十条 政府は、五年ごとに、社会保険整備五箇年計画を作成し、これを公表しなければならない。

2 社会保険整備五箇年計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 五箇年間に進行すべき社会保険制度の整備充実の目標

二 前号に掲げるもののほか、社会保険に関する施策を計画的に推進するために必要な事項

3 第一項の規定は、社会保険整備五箇年計画の変更について準用する。

(指導啓発)

第十一条 国及び地方公共団体は、社会保険に関する国民の理解を深めるため、必要な指導啓発を行うものとする。

(社会保険手帳)

第十二条 政府は、すべての国民について社会保険に関する記録を統一的かつ正確に行うため、別に法律で定めるところにより、社会保険手帳を交付するものとする。

(社会保険制度審議会の勧告等)

第十三条 政府は、別に法律で定めるところにより設置される社会保険制度審議会の勧告、助言又は意見の申出があつたときは、これを尊重しなければならない。

第二章 社会保険

(政府管理)

第十四条 国は、すべての国民を被保険者とし、政府が管理する社会保険制度を確立するものとする。

(保険給付)

第十五条 前条の社会保険制度における保険給付は、次の各号に掲げるものを含むものとし、被保険者が公平に受けられるものでなければならない。

- 一 疾病給付(疾病、負傷又は出産について行う保険給付をいう。)
- 二 老齢給付(老齢について行う保険給付をいう。)
- 三 廃疾給付(廃疾について行う保険給付をいう。)
- 四 遺族給付(死亡について行う保険給付をいう。)
- 五 失業給付(失業について行う保険給付をいう。)

2 前条の社会保険制度における保険給付は、国民生活の安定がそなわれることを防止し、健康で文化的な生活を保障するものでなければならない。

3 前項の保険給付は、国民の生活水準の向上、物価その他の諸事情の変動に即応して拡充され

なければならない。

(保険料)

第十六条 第十四条の社会保険制度における保険料は、公平を旨として定められなければならない。

2 前項の保険料は、被保険者に過度の負担を与えないように配慮されなければならない。

(特別会計の設置)

第十七条 国は、第十四条の規定により政府が管理する社会保険に関する収入及び支出について特別会計を設置するものとする。

2 前項の規定により設置された特別会計の積立金は、被保険者の福祉に寄与するように運用されなければならない。

第三章 国家扶助

(国家扶助の原則)

第十八条 国は、生活に困窮する国民に対し、最低限度の生活を保障し、かつ、自立を助長するため、その困窮の程度に応じて必要な国家扶助を行うものとする。

2 国家扶助により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を十分に維持することができらるものでなければならない。

(国家扶助の充実)

第十九条 国家扶助は、国民の生活水準の向上、物価その他の諸事情の変動に即応して充実されなければならない。

第四章 社会福祉

(児童の福祉の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、児童の心身の健全な育成を図るため、児童手当制度の充実、児童福祉施設の整備拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(老人の福祉の増進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、老人の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため、在宅の老人に対する保護及び指導体制の確立、老人福祉施設の整備拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(心身障害者の福祉の増進)

第二十二条 国及び地方公共団体は、心身障害者の更生及びその生活の安定を図るため、医療の給付、年金の支給、心身障害者更生支援施設の整備拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(援護育成を必要とする者の福祉の増進)

第二十三条 国及び地方公共団体は、児童、老人及び心身障害者以外の援護育成を必要とする者に対し、その者が自立してその能力を発揮できるようにするため、生活指導、更生補導その他適切な援護育成を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(専門職員の養成確保等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、社会福祉に関する専門の知識及び技能を有する職員の養成確保及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

第五章 医療及び公衆衛生

(医療機関の整備拡充等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての国民が医学及び薬学の進歩に伴う適切な医療を受けられるようにするため、医療機関の整備拡充及び配置の適正化等必要な施策を講ずるものとする。

(保健所の整備充実等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、すべての国民の公衆衛生の向上及び増進を図るため、保健所の整備充実、疾病の予防措置の強化等必要な施策を講ずるものとする。

(専門職員の養成確保等)

第二十七条 国及び地方公共団体は、医療及び公衆衛生に関する専門の知識及び技能を有する職員の養成確保及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

第六章 補則

(関連施策)

第二十八条 社会保障に関する施策は、最低賃金制の確立、雇用の安定、住宅の建設、税制の改善等国民生活の安定に関する諸施策と密接な関

連を有することにかんがみ、国及び地方公共団体は、これらの諸施策の推進に努めるものとする。

第二十九条 国及び地方公共団体は、水災火災その他の災害、公害、交通事故等により不慮の被害を受けた国民に対して適切な援護措置が行われるように配慮するものとする。

(社会保障省の設置)

第三十条 国は、別に法律で定めるところにより、社会保障に関する施策を総合的かつ計画的に遂行するための行政機関として、社会保障省を設置するものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

母子保健法の一部を改正する法律案

母子保健法の一部を改正する法律

母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十条」に、「第二十二條」を「第二十一条」に、「第四章 雑則(第二十三條 第二十七條)」を「第四章 費用(第二十三條 第二十七條)」に、「第五章 雑則(第二十三條 第二十七條)」に改める。

第一条中「医療その他の措置を講じ」を「栄養の摂取に関する援助、出産費の支給、医療その他の措置を講じ」に改める。

第九条中「第十三條」を「第十二條」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十二條から第十四條までを次のように改める。

(健康診査)

第十二條 都道府県知事は、政令の定めるところにより、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行わなければならない。この場合において、満三歳を超え満四歳に達しない幼児に対しては、毎年、期日又は期間を指定して行う

ものとする。

(栄養の摂取に関する援助)

第十三條 市町村長は、妊産婦又は乳児若しくは幼児が栄養を適正に摂取することができるようになるため、政令の定めるところにより、栄養費の支給その他の援助をしなければならない。

(出産費の支給)

第十四條 市町村長は、妊産婦が適正な助産を受けることができるようにするため、政令の定めるところにより、出産費を支給しなければならない。

2 前項の出産費の額は、十万円から、当該出産につき健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の法律において準用する場合を含む。、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定により支給される分べん費(配偶者分べん費を含む。、出産費(配偶者出産費を含む。))又は助産費の額(国民健康保険法の規定により助産の給付が行われる場合にあつては、政令の定めるところによつて算定した当該給付の価額)を控除した額を限度とするものとする。

第十六條第一項中「特別区の存する区域にあつては、特別区の区長」を削る。

第十七條第一項中「第十三條」を「第十二條」に、「行なわす」を「行わす」に、「勧奨するものとする」を「勧奨しなければならぬ」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(妊産婦の受診に関する援助)

第十七條之二 都道府県知事は、妊産婦が前条の勧奨に基づいて診療を受けることができるようにするため、政令の定めるところにより、医療費の支給その他の援助をしなければならない。

昭和五十年四月二十八日印刷

昭和五十年四月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局